宮城県健康づくり優良団体等表彰実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、県内での主体的な健康づくり活動の奨励、拡大を図るため、職場や地域で積極的に活動を行っている企業、団体及び市町村を表彰することとし、表彰規則（昭和４２年宮城県規則第６３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の方法）

第２　表彰は、知事が賞状を授与して行うものとする。

２　前項の表彰には、記念品等を加授することができるものとする。

（表彰の対象）

第３　表彰の対象は、法人、市町村、地域団体、学校、保育所等であって、構成員又は地域住民に対し健康づくりのための取組や健康づくりを推進する環境整備等に関する取組を実施している団体とする。

（表彰の基準）

第４　表彰の対象となる功績は、次のいずれかを満たす取組とする。

（１）継続的な取組であること。

（２）創意工夫に富んだ取組であること。

（３）波及性が期待できる取組であること。

（４）他分野と連携した取組であること。

（５）成果が顕著な取組であること。

（６）前５号に掲げるもののほか、健康づくりの普及に顕著な功績があると認められる取組であること。

（被表彰団体の推薦）

第５　被表彰団体の推薦は、次に掲げる者が行うものとする。

（１）市町村長

（２）保健所長、教育事務所長及び庁内関係課室長

（３）県内を管轄する国の機関の長

（４）保険者団体の長

２　前項の推薦は別紙様式により行うものとする。

（表彰の種類及び選考方法）

第６　知事は、前条の規定による推薦があった場合には、その内容を審査し、「企業等法人部門」、「市町村部門」、「地域団体部門」及び「教育・保育部門」ごとに、スマートみやぎ健民奨励賞を決定するものとする。

２　知事は、前項の規定により決定された被表彰者の中から、その功績が顕著であると認められる団体を、部門ごとにスマートみやぎ健民優良賞に決定することができる。
３　知事は、前項の規定により決定された被表彰者の中から、その功績が最も顕著であると認められる団体をスマートみやぎ健民大賞に決定することができる。

（表彰の取消し）

第７　被表彰団体が著しく不当な行為を行い、被表彰団体として適当でないと認められるときは、表彰を中止し、又は既に行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消した団体に対しては、既に受領した表彰状等の返還を求めることができる。

（表彰結果の公表）

第８　表彰結果及び表彰された取組については、宮城県のホームページ等で健康づくりの優良事例として公表する。

（表彰の事務）

第９　この要綱に定める表彰の事務は、保健福祉部健康推進課において行う。

（その他）

第１０　この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１２月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年８月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年６月１６日から施行する。